

除去土壤等の集約地を変更しました

町内の住宅や公共施設に現在も保管していただいている除去土壤等の集約地については、令和5年5月に大字大島地内の町有地に決定しています。その後、スキー場の廃止や町有地の利活用など将来の町の産業振興について総合的に判断した結果、大字大島地内の町有地からスキー場跡地の国有地に集約地を変更しました。今後、国や関係機関と調整を図り、法令や国の基準などに基づき、安全で安心な集約事業を進めていきます。

■問合せ 環境課環境保全係 ☎72-6940

木造住宅耐震診断が無料で受けられます

旧耐震基準で建築された木造住宅は耐震性が不足している可能性があります。

▼耐震診断

旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断が無料で受けられます。

▼耐震改修・建替

耐震診断を実施し、耐震性が不足すると診断された木造住宅の改修工事には最大115万円、建替工事には最大100万円を上限に補助します。

▼危険ブロック塀等除却

地震発生時におけるブロック塀などの倒壊による被害軽減のため、危険ブロック塀の除却に最大10万円を上限に補助します。

詳しくはふるさと定住課にご相談ください。

▼問合せ

ふるさと定住課事業推進係 ☎72-6955
✉ teijyu@town.nasu.lg.jp

ドローンレベル3飛行の実証実験が行われました

9月18日、19日の2日間、町内でアジア航測株式会社とパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社によるドローン飛行の実証実験

が行われました。

国内では極めて事例が少ない「レベル4飛行」(有人地帯での目視外・補助者なしの飛行)の実現を目指し、今回はその前段階となる「レベル3飛行」(無人地帯での目視外・補助者なしの飛行)を実施しました。実験では、河川と砂防の測量業務を想定し、高精度な地形データの取得や飛行安定性の検証が行われました。

町は実証実験のフィールド提供などを通じて、今後も先端技術の発展に貢献していきます。

▼問合せ ふるさと定住課リビングシフト推進室 ☎72-6955



鳥獣対応のすすめ

No.12

▼電気柵の注意点

害獣が電気柵に興味を持ち、最初に接触したときに痛みを与えることが重要です。そのためには、電気柵は設置してからすぐに電気を通し、通電しない時間帯を作らないようにする必要があります。

また、電気柵に下草が触れる環境整備が必要です。

漏電し柵全体の電圧が下がるため、害鳥獣が近づかない環境を整備することです。下草はこまめに刈りましょう。

今日は防除の一つ、電気柵について解説します。

▼電気柵とは

電気柵は、害獣に対して高圧の電気ショックを与え、「危険なもの」と学習させて侵入を防ぐ「心理柵」です。

▼効果が出ない理由

害獣に「危険なもの」と認識させなければ効果がないため、設置の仕方や対象となる害獣の特性を把握しておく必要があります。

・高さが間違っている

イノシシの場合20cmの間隔で2~3段、シカの場合1.5mの高さが必要になり、対象とする害獣が感電しやすいよう高さを調整する必要があります。

過去に突破されてしまった

害獣が電気の通つていない電気柵に触れてしまふと「怖くないもの」と認識してしまふため、電気柵の効果がなくなります。

有害捕獲数			
令和7年	7月	8月	9月
イノシシ	17	15	15
シカ	3	9	5
サル	0	1	0



▼問合せ 農林振興課畜産係

☎ 72-6911